八王子市夜間救急診療事業実施要綱

令和５年 10 月 1 日　施行

（目的）

第１条　この要綱は、準夜間（午後８時から午後 11 時）において、入院を必要としない救急患者を応急的に診療する事業を実施するために必要な事項を定め、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（実施方法）

第２条　市は、事業を東京都指定二次救急医療機関である、医療法人社団永生会南多摩病院（以下「南多摩病院」という。）に委託し、診療業務及び電話相談業務を実施する。

（所在地及び名称）

第３条　所在地は、八王子市散田町三丁目 10 番 1 号の南多摩病院内とし、名称は、八王子市夜間救急診療室（以下、「夜間救急診療室」という。）とする。

（診療科目・開設時間等）

第４条　夜間救急診療室における診療科目は、内科及び小児科とする。

２　診療時間は、毎日午後８時から午後 11 時までとする。

３　診療にあたっては、小児科医師 1 名及び内科医師 1 名のほか、看護師、事務等の体制を確保するものとする。

（医療・健康心配ごと電話相談）

第５条　夜間救急診療室においては、医師・看護師等による、医療及び健康に関する心配ごとについての電話相談に対応するものとする。

２　受付時間は、毎日午後８時から午後 10 時 30 分までとする。

（診療費等）

第６条　診療費は、南多摩病院が支払義務者から徴収する。この場合において、各種保険診療及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく医療扶助を取扱うものとし、社会保険等の保険証等を持参しない対象者の診療費については、南多摩病院の定める額とする。

２　各種公費医療助成についても、取り扱うものとする。

３　診療報酬は、南多摩病院に帰属するものとする。

４　診断書及び証明書等の交付については、南多摩病院が設定した額とする。

（委託料）

第７条　市が南多摩病院に支払う委託料については、別に定める。

（広報）

第８条　市長は、南多摩病院と連携し夜間救急診療室の利用案内等について、市民への周知を図るものとする。

（連携・協力）

第９条　市長は、別に締結する「八王子市夜間救急診療室の運営に関する協定書」に基づき、必要に応じ一般社団法人八王子市医師会との連携・協力により、安定的な事業の運営に努めるものとする。

（補則）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年 10 月 1 日から施行する。